

# 兵庫県公報

令和7年5月2日 金曜日 第613号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ○ 包括外部監査契約の締結（財政課） .....              | 1 |
| ○ 家畜伝染病の発生（畜産課） .....                 | 1 |
| ○ 景観形成重点区域の指定及び景観形成基準の決定（都市政策課） ..... | 1 |

## 告 示

### 兵庫県告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 遠藤 眞廣
- (2) 住所 西宮市殿山町4番19号

#### 2 契約の期間の始期

令和7年4月1日

#### 3 監査に要する費用の額の算定方法

金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

#### 4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後支払い

~~~~~

### 兵庫県告示第383号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和7年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1 家畜伝染病の種類           | ヨーネ病             |
| 2 家畜の種類              | 牛（ホルスタイン種）雌      |
| 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 | 患畜 1頭            |
| 4 発生場所               | 多可町              |
| 5 発生年月日              | 令和7年4月17日        |
| 6 その他参考となるべき事項       | リアルタイムPCR検査により発見 |

~~~~~

### 兵庫県告示第384号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第1項及び第20条の5第1項の規定に

より、景観形成重点区域及び景観形成重点基準を定め、令和7年6月2日から施行する。

その関係図書は、兵庫県まちづくり部都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び宍粟市役所（住宅土地政策課）において縦覧に供する。

令和7年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成重点区域の名称  
宍粟市山崎町山崎地区
- 2 景観形成重点区域に指定する土地の区域  
宍粟市山崎町山崎の一部
- 3 宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点基準
  - (1) 建築物等に関する基準（注）

| 項目              |       | 建築物の基準                                                                                | 工作物の基準                                                |
|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 重点区域全域          | 高さ    | ・階数は2階以下とする。                                                                          | ・基調となる色彩は、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。 |
|                 | 屋根・庇  | ・勾配屋根とする。                                                                             |                                                       |
|                 | 掲出物   | ・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。                                                  |                                                       |
|                 | 壁面の位置 | ・隣接する建築物との連続性を確保する。<br>・やむを得ず、酒蔵通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、景観展望地点からの町並みの連続性を確保する。  |                                                       |
| 景観展望地点から見える建築物等 | 屋根・庇  | ・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。                                                      |                                                       |
|                 | 外壁    | ・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。<br>・ただし、現況が土壁である又は景観形成等推進員等による調査に基づき従前の仕上げに修復する場合はその仕様とすることができる。 |                                                       |
|                 | 外溝    | ・門、塀を設置する場合は、漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。                                                      |                                                       |

注：表に定めのない基準については、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

| 項目  | 自動販売機の基準                                     |
|-----|----------------------------------------------|
| 位置  | ・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。                     |
| 意匠  | ・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。                  |
| 色彩  | ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。        |
| その他 | ・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。 |